

# 一般事業主行動計画

特定非営利活動法人Re・Life

社員が仕事と家事・子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 9年 3月31日

## 2. 内 容

- ①所定外労働の削減のため、効率の良い送迎計画を立てる。
- ②産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

## 3. 対 策

- ①令和6年4月より、送迎車両を増車・入れ替えをして、少人数制の個別送迎を実施していく。
- ②令和6年4月より、掲示等による周知をしていく。